



氏名

永石一郎

事務所

住所:〒160-0022

東京都新宿区新宿五丁目8番2号

ニューライフ新宿2階 永石一郎法律事務所

電話: 03-3356-7766

FAX: 03-3356-7653

主な経歴 (登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等)

- | | |
|------------|-------------------|
| 昭和47年4月10日 | 弁護士登録 |
| 平成5~8年 | 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 |
| 平成10~12年 | 東京地裁鑑定委員・東京家裁調停委員 |
| 平成13~16年 | 東京三菱銀行社外監査役 |
| 平成14~17年 | 一橋大学客員教授 |
| 平成16~18年 | 一橋大学法科大学院特任教授 |
| 平成18年 | 明治大学法科大学院兼任講師 |
| 平成18~20年 | 武蔵野簡易裁判所調停委員 |
| 平成17年~現在 | 民事紛争処理研究基金理事 |
| 平成17年~現在 | 東京弁護士会市民窓口委員会委員 |
| 平成18年~現在 | 最高裁司法修習生考試委員 |
| 平成19年~現在 | 日弁連懲戒委員会委員 |

主な取扱い分野

1.公害 2.日照 3.クレサラ 4.労働(労・使) 5.行政 6.税務 7.借地借家

8.海事 9.倒産 10.独禁法 11.涉外 12.親族 13.相続 14.著作権

15.工業所有権 16.医療問題 17.民暴 18.建築紛争 19.消費者 20.交通事故

21.P.L. 22.コンピュータ 23.労災 24.不動産取引 25.金融取引 26.ドメスティックバイオレンス 27.セクハラ 28.その他()

※該当する分野を選択してください。

あっせん・仲裁人のメッセージ

世界的な経済危機の折、わが国においても大企業から中小企業まで倒産事件が相変わらず増加し続けておりますが、当職は、弁護士登録以来今日まで、更生管財人、破産管財人、民事再生監督委員等を歴任致しました。また、これらの件数以上に、破産、民事再生、会社整理、特別清算等事件の申立代理人としても多数の倒産事件に関わり、債権者や債務者、金融機関との交渉、会社の再建の計画などに携わりました。当事務所では常時倒産事件を継続して処理している状態です。

さらには、会社の法律顧問としてまたは代理人として、数々の契約交渉に立ち会つてまいりました。顧問会社には、金融関係会社もあり、企業の監査役に就任していること也有って、商取引、金融取引にも関心をもって業務にあたっております。

契約関係が多様化、複雑化している現在、法改正も多く、その情報や知識をいち早く入手しなければなりませんが、当職は、年に数回「債権回収」、「倒産」、「取締役・監査役の責任」などをテーマとする講演を弁護士会や一般企業、その他セミナーで行っておりますので、常に最新の情報、実務運用を提供できるよう心がけております。

平成16年度に東京弁護士会のあっせん・仲裁委員会委員長を、同17年度には同委員会改名後の紛争解決センター運営委員会委員長を務め、以降、同委員を継続しておりますが、東京地方裁判所鑑定委員、東京家庭裁判所調停委員、武蔵簡易裁判所調停委員などの経験からも、両当事者が納得でき、それぞれにできるだけメリットのある折衷案をどのように見出すか、法律家として能力の問われるところと認識しております。

以上のような経験を踏まえて、当事者の皆様に、紛争解決に向けての和解案を迅速にご提示できるよう努めてまいります。

当会は、貴職から頂いた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。